

茨木市創業促進事業

《法人設立費用》

商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、
市内で法人を設立しようとする方に補助金を交付します。
*法人は株式会社・合同会社・合名会社・合資会社に限ります。



1 補助金の内容

	登録免許税	定款認証手数料	司法書士等への報酬
内容	登記にかかる登録免許税の2分の1	定款認証に係る公証人手数料の2分の1	法人設立手続きに係る司法書士等への報酬の2分の1（消費税は対象外）
	上限は17万5千円	上限は2万5千円	上限は5万円
備考	国による登録免許税の軽減を受けた場合は、軽減前の税額の2分の1が補助額となります。	合同会社の場合は定款認証不要	依頼先の資格（司法書士、行政書士等）及び依頼内容の分かる領収書が必要です。

2 対象者

下記の①～⑧全てにあてはまる方を対象とします。
①事業の経験がなく全く初めてである、または事業を開始して5年未満（※）である。
②営利目的の事業である。
③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に規定する業務ではない。
④金融・保険・不動産業、学校法人、バー、キャバレー、ナイトクラブ、チェーン店ではない。
⑤この補助金（法人設立費用分）を受けたことがない。
⑥交付申請の時点において兼業をしない（学生の場合は除く）。
⑦市税を滞納していない。
⑧特定創業支援等事業を受けた証明書を持っている。
⑨その他市長が不相当と認める創業でない。

※創業した事業を法人化する場合が対象（創業時と異なる業種の法人や2社目の設立は対象外）。
また、開業届の「開業・廃業日」欄の日付から起算して申請日当日に5年未満の方が対象です。

3 注意事項

設立登記後3か月以内（登記事項証明の「会社成立の年月日」から起算）に申請が必要です。
下記の①～④に当てはまる場合は、補助金を交付できないことや、交付した補助金を返還していただくことがあります。
①補助要綱に違反したとき。
②虚偽や不正により補助を受けたり受けようとしたとき。
③市長の承認を受けずに事業計画書を変更・中止したり、事業の遂行の見込みがないとき。
④その他市長が不相当と認めたとき。

特定創業支援の予約をする時や
ご質問等がある時はお電話ください!!

【お問い合わせ先】

茨木市 産業環境部 商工労政課（茨木市駅前三丁目8番13号）

電話:072-620-1620 FAX:072-627-0289

E-mail:syokorosei@city.ibaraki.lg.jp



手続きの流れ

登記事項証明書に記載される「会社成立の年月日」から起算します。

① 特定創業支援等事業の受講・証明書取得

市の創業支援等事業計画に定める創業支援機関で、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野について、個別指導またはセミナーを受けていただきます。

4分野の受講後、市に申請をいただくと、証明書の交付を受けることができます。

各創業支援機関で受講可能な分野や連絡先は、パンフレット（『茨木市内での創業を支援します』）をご覧ください。



② 補助金の申請（登記後3か月以内）

必要書類を揃えて申請します。

（下線部の書類は市所定の様式をお渡しいたします。）

- ① 交付申請書（様式第1号） ② 事業計画書
- ③ 市税の納税証明書（非課税の場合は課税証明書）
- ④ 登記事項証明書 ⑤ 法人設立届出書の写し
- ⑥ 創業後5年未滿で法人化する場合は、個人事業の開業届
- ⑦ 特定創業支援等事業を受けた証明書 ⑧ 定款の写し
- ⑨ 補助対象経費の領収書
 - ※登録免許税 ⇒ 印紙の領収書
 - ※定款認証手数料 ⇒ 公証役場の計算書兼領収書
 - ※司法書士等の報酬 ⇒ 依頼内容が分かる領収書
- ⑩ 営業に必要な資格及び許認可を証する書面
- ⑪ 暴力団排除措置に関する誓約書

※学生の方、フランチャイズの場合などは、別途ご提出いただく書類があります。

この時点で兼業禁止です。他にお仕事をされている方は、この日までに退職する必要があります。



③ 補助金の交付決定

補助金がいくら交付されるのか通知されます。



④ 請求

請求後、補助金が振り込まれます。

（下線部の書類は市所定の様式をお渡しいたします。）

- ① 交付請求書（様式第8号）
- ② 口座振替依頼書



補助金の申請の際に「⑩ 営業に必要な資格及び許認可を証する書面」が手元にない場合、請求までにご提出ください。

⑤ アフターフォロー

開業後も中小企業経営アドバイザーによる経営相談や巡回訪問を行い、しっかりサポートします！

